

議 事 録

会 議 名	平成27年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年9月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	1番 木内幹雄		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 副主幹：角田直幸 主査：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第9回定例総会を開会いたします。 欠席委員は1番木内委員1名です。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人は、7番吉田委員と8番私、後藤を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号34号を朗読)(説明) 当案件は、譲渡人が妻である譲受人と一体で農業経営を行うため、共に耕作している所有地の一部である当該地3筆の所有権を移転するものです。耕作状況については、譲渡人も含めた世帯2人で農業に常時従事しており、トラクターも所有し、水稻のほか芍薬、ネギ等の露地野菜を栽培しております。申請地までの通作距離は約500mで、徒歩でも約10分の所にあります。</p> <p>また寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：9月11日、事務局とで現地調査してきました。宮山2480-1、2481-1については田として、宮山2485は畑とし耕作されていて問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号34号は原案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号34号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。</p> <p>次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号35号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

	<p>事務局：(議案番号35号を朗読)(説明) 当該地は位置図にありますとおり、大蔵青少年広場の敷地の一部で、昭和45年からじん芥投棄場として、昭和58年からは現在の青少年広場として町と賃貸借契約しているとのこと。なお当該地の立地基準は、第1種農地にあたり原則として許可しませんが、例外規定があり、都市住民の農業の体験その他都市等との地域間交流を図るために設置される施設(スポーツレクリエーション施設)に該当します。また青少年広場として一体利用し、町が賃貸借契約している点からも、南側の市街化区域より連たんすることから第3種農地と判断できます。 現地には9月17日に地区担当と会長と共に調査に行っています。</p> <p>会長：続いて、地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。</p> <p>6番：事務局の説明どおりです。じん芥投棄場の頃は異臭、カラス等で被害もありました。農地としての復元は不可能かと思えます。</p> <p>会長：ありがとうございました。スポーツ広場として使われているので、非農地として認めざるを得ないと思えます。 では、これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号35号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。 次に日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号64号から66号の3件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号67号から69号の3件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号64～69号を朗読)(説明) いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会長：特にないようですので、以上をもって平成27年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資料	1. 平成27年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 吉田 勝己

署名人(8番) 後藤 進

本議事録は、平成27年10月28日、承認・署名を得て確定しました。